

田布施町週休2日受注者希望型工事实施要領

令和5年4月1日
田布施町訓令第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、持続可能な建設産業を構築するため、建設産業従事者の就労環境を改善し、建設現場における休日確保への取組を推進することで、若手技術者を始めとする担い手の確保・育成を図り、持続可能な建設産業を構築することを目的として実施する、週休2日受注者希望型工事について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「週休2日」とは、対象期間において、4週6休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、町である田布施町（以下「町」という。）があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。
- (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (4) 「4週6休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、21.4%（6日／28日）の水準以上に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

第3条 週休2日受注者希望型工事の対象となる工事は、設計金額が3,000万円以上の土木工事とし、営繕系工事は対象外とする。

(発注方式等)

第4条 週休2日受注者希望型工事の受注方式は、受注者が、工事着手前に町に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式とする。

2 次のいずれかに該当する工事は、週休2日受注者希望型工事の対象外とする。

- (1) 港湾系工事（船舶を必要とする工事、潮待を必要とする工事）
- (2) 緊急対応が必要な工事
- (3) 災害復旧工事など、早期の工事完成が必要とされる工事
- (4) 週休2日工事になじまないと判断した工事

(実施方法等)

第5条 町は、週休2日受注者希望型工事の発注に当たっては、一般競争入札公告又は指名競争入札（通知）に発注方式（週休2日受注者希望型）や、施工条件書（様式第1号）に適用の有無等を明示する。

2 工期の設定に当たっては、「工期設定支援システム（山口県版試行）」等を活用し、積み上げ

法により算定することを原則とする。ただし、システムを活用した工期が実態と合わないと思定されるものについては、この限りでない。

- 3 週休2日工事受注者希望型工事の受注者は、契約後、速やかに町と施工条件の確認協議（打合せ）を行った上で、週休2日受注者希望型工事の実施希望の有無について、町に書面（工事打合せ簿）で協議するものとする。なお、週休2日受注者希望型工事の実施を希望する場合は、施工計画書の提出までに必要工期について町と協議するものとするが、工期延伸の必要がない場合は、必要工期に関する協議を要しないものとする。
- 4 町は、受注者から必要工期について協議があった場合は、「工期設定支援システム（山口県版試行）」によりその妥当性を確認し、週休2日受注者希望型工事を実施するために工期の延伸が必要と認められる場合は、速やかに工期延伸に係る契約変更を行うものとする。なお、工程の変更理由が次に掲げるいずれかに該当する場合であって、受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。
 - (1) 町と受注者の間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
 - (2) 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
 - (3) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
 - (4) 資機材や労働需要の切迫により、全体工程に影響が生じた場合
 - (5) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

（確認方法）

- 第6条** 受注者は、週休2日受注者希望型工事を実施する場合、施工計画書に週休2日受注者希望型工事の確保が確認できる工程表（様式第2号）を添付し監督職員に提出する。
- 2 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理等のため、現場閉所を計画していた日（休工日）に現場作業を行う場合は、原則、当該週において休工日を振替できるものとする。この場合にあっては、事前に振替日とその理由について監督職員と協議するものとする。
 - 3 受注者は、第1項の工程表に基づく実施状況を確認できる実施工程表（様式第3号）を、翌月初めに、監督職員へ提出するものとする。
 - 4 町は、実施工程表や出面表等により、現場閉所の状況を確認するものとし、その確認期間は、現場作業着手日から現場作業完了日までとする。

（補正方法等）

- 第7条** 補正係数は別表第1から別表第3のとおりとする。
- 2 発注時は、週休2日の取組に係る経費の補正を行わずに予定価格を作成するものとし、精算時には、対象期間中の現場閉所の達成状況に応じて、各経費を補正した上で契約変更を締結するものとする。ただし、4週6休に満たないもの、工事着手前に週休2日に係る協議が整わなかったものについては、補正の対象としない。

（工事成績評定）

- 第8条** 町は、対象期間内に、「4週6休以上（現場閉所率21.4%（6日／28日）以上）」の現場閉所が確認された場合に、工事成績評定の考査項目別運用表の「工程管理A」、「工程管理B」において評価を行う。
- 2 週休2日受注者希望型工事では、受注者の責において週休2日の現場閉所を達成できなかった場合であっても減点を行わない。
 - 3 提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合があるものとする。

(工事標示板)

第9条 週休2日受注者希望型工事の受注者は、週休2日の現場閉所に取り組んでいることを工事標示板(様式第4号)に明記するものとする。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

【土木工事】、【機械設備工事】

＜補正係数（週休2日工事）＞

現場閉所率に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式については、別表2又は3に示す補正係数を乗じるものとする。

- 1) 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）
 - ・労務費 1.05
 - ・機械経費（賃料） 1.04
 - ・共通仮設費率 1.04
 - ・現場管理費率 1.06
- 2) 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満）
 - ・労務費 1.03
 - ・機械経費（賃料） 1.03
 - ・共通仮設費率 1.03
 - ・現場管理費率 1.04
- 3) 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25%未満）
 - ・労務費 1.01
 - ・機械経費（賃料） 1.01
 - ・共通仮設費率 1.02
 - ・現場管理費率 1.03

（注1） 適用する積算基準により補正する経費対象が異なる場合

積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種の間接工事費率を適用する。

（注2） 土木工事標準単価の場合

物価資料（デジタル土木コスト情報）に該当工種の週休2日補正単価が掲載されている場合に限り、現場閉所率に応じた補正単価を適用する。（ただし、港湾工事を除く）

別表第2（第7条関係）

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

工種名	区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

別表第3（第7条関係）

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（下水道工事）

工種名	区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
砕石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
	取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02